

2024年7月30日

さいたま市人事委員会  
委員長 白鳥 敏男 様

埼玉県教職員組合  
中央執行委員長 沖田 晴美

さいたま市教職員組合  
執行委員長 詫間 恵里子

## 適切な民間調査に基づく勧告等に関する要求書

日ごろ、さいたま市職員・教職員の賃金・労働条件の改善に向けてご尽力いただいていることに、敬意を表します。

昨年度、貴委員会は、若年層に重点を置きつつ、中高齢層も含めた賃上げと一時金の0.10月引き上げを勧告しました。しかし、急激な物価上昇が私たちの生活を直撃しています。厚生労働省が7月8日発表した5月の毎月勤労統計調査によると、実質賃金は、前年同月比1.4%減となりました。減少は26か月連続で、過去最長を更新しました。賃上げの効果が浸透しつつあるものの、マイナス幅は前月から拡大しており、物価上昇の伸びに依然追いついていません。

2007年度の民間給与実態調査から、比較企業規模の引き下げや役職対応関係の見直しが行われました。その後も、私たちさいたま市職員・教職員の賃金は、2012年度の退職手当の大幅削減、2013年7月から2014年3月までの「特例減額」、2014年度の一時金の役職段階別加算制度及び昇格制度の見直し、2015年度の「給与制度の総合的見直し」の強行、2017年度の配偶者の扶養手当削減及び退職手当の削減などにより、大幅に削減されてきました。

また、2014年度の地方公務員法「改正」によって、人事評価結果を給与に反映させる新たな「人事評価システム」が導入され、昇給と勤勉手当は、評価結果を反映したものとなっています。

こうした賃金の度重なる削減や差別支給などは、私たちの生活を苦しめるとともに、協力・協働の関係が最も大切な公務職場の在り方を歪ませてきました。

貴委員会が労働基本権制約の代償機関としての役割を発揮し、人員削減と度重なる賃下げや物価上昇の中、職務に励んでいるさいたま市職員・教職員の労働実態を念頭に、生計費調査と民間給与実態調査及びその後の勧告に向けた作業を行い、下記の賃金等改善につながる勧告を行うことを要求します。

### 記

- 1 給与決定の根本基準である生計費の原則にのっとり、私たちの給与を大幅に引き上げること。また、昨年の人事院「報告」で表明された「アップデート（給与制度の整備）」の名による給与削減を行わないこと。とりわけ、「地域手当の大きくくり化」の名のもとに、地域手当の支給割合が引き下がることがないようにすること。

- 2 民間給与実態調査における比較企業規模や比較における対応関係を従前の方法に戻すこと。
- 3 「給与制度の総合的見直し」により、高齢層を中心に多くのさいたま市職員・教職員が賃下げとなっていることから、間差額の引き上げ、最高号給額の引き上げなどで、職員のモチベーション等が維持できるようにすること。
- 4 高齢層職員の給与が任用や生まれた年によって6割・7割・10割と格差がある状態を解消すること。とりわけ、再任用職員（暫定再任用・定年前再任用短時間勤務）と定年が引上げられた60歳超職員の給与格差を速やかに解消すること。
- 5 定年引上げ及び再任用等について
  - (1) 給与水準は、生活保障の観点と同一労働同一賃金の原則を踏まえること。
  - (2) 再任用等については、定数外とすること。
  - (3) 少数職種も含め、本人の希望に応じた勤務形態を現実的に選択できるようにすること。
  - (4) 定年引上げによる新規採用者の抑制が起こらないよう新規採用者を継続的に採用し、人員増も含めた定員管理を行うこと。
  - (5) 再任用者に扶養手当、住居手当を支給し、一時金を改善すること。
  - (6) 高齢期職員が安心して働き続けることができるように、高齢者部分休業制度を創設し、安心して取得できる環境整備と制度運用を行うこと。
- 6 時間外勤務について
  - (1) 36協定締結が必要な職場に対して、協定の適切な締結や協定の遵守状況を把握すること。また、問題がある場合には、その改善と再発防止に向けた措置を行うこと。
  - (2) 教育職員の「1年単位の変形労働時間制」を導入しないこと。
  - (3) 教育職員の教職調整額を大幅に増額するとともに、時間外手当を支給すること。
- 7 会計年度任用職員の賃金水準や休暇制度等は、正規職員と均等待遇とすること。とりわけ、病気休暇を有給化すること。賃金等の上昇分は、会計年度任用職員であっても昨年度の正規職員と同様に、年度はじめに遡って反映させること。
- 8 教職員の長時間労働の解消と教育力の向上のために、教職員の「未配置・未補充」を解消すること。また、保護者や市民から期待も高い「少人数学級」「給食費の公費負担」についても実現すること。
- 9 文科省が示した「産・育休代替教師の安定的確保のための加配」について、さいたま市も導入すること。各学期の初日に加配を確実にすること。
- 10 休暇制度等について、埼玉県との差異を是正すること。